

建設工事に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の見直しについて（お知らせ）

工事の品質確保等の観点から、令和4年8月1日以降に入札公告や指名通知を行う案件に係る最低制限価格、調査基準価格の算定方法のうち、**機器単体費の算入率が「0.907」から「0.92」に変更**となりました。

工事の種類	最低制限価格（税抜き） 調査基準価格（税抜き）	失格判断基準（税抜き）
一般土木工事等	直接工事費 ×0.97 共通仮設費 ×0.9 現場管理費 ×0.9 一般管理費等 ×0.68 合計額	直接工事費 ×0.9 又は 共通仮設費 ×0.8 現場管理費 ×0.8 一般管理費等 ×0.3 合計額
機器単体費を含む機械設備、電気通信工事等	機器単体費 ×0.92 直接工事費 ×0.97 共通仮設費 ×0.9 現場管理費 ×0.9 一般管理費等 ×0.68 合計額	機器単体費 ×0.81 直接工事費 ×0.9 又は 共通仮設費 ×0.8 現場管理費 ×0.8 一般管理費等 ×0.3 合計額
一般建築工事等	(直接工事費×0.9) ×0.97 共通仮設費 ×0.9 (直接工事費×0.1+ 現場管理費) ×0.9 一般管理費等 ×0.68 合計額	(直接工事費×0.9) ×0.9 又は 共通仮設費 ×0.8 (直接工事費×0.1+ 現場管理費) ×0.8 一般管理費等 ×0.3 合計額
昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事	(直接工事費×0.8) ×0.97 共通仮設費 ×0.9 (直接工事費×0.2+ 現場管理費) ×0.9 一般管理費等 ×0.68 合計額	(直接工事費×0.8) ×0.9 又は 共通仮設費 ×0.8 (直接工事費×0.2+ 現場管理費) ×0.8 一般管理費等 ×0.3 合計額

- 最低制限価格及び調査基準価格の上限は予定価格の92%、下限は予定価格の75%です。
- 失格判断基準は、直接工事費の額（機器単体費を含む。）又は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額のいずれかを下回ると失格となる基準です。なお、低入札価格調査制度において適用されるものです。
- 令和4年8月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。
- 詳細については、要領（蒲郡市ホームページに掲載）をご覧ください。

〔問合せ先〕

蒲郡市契約検査課 契約担当

電話0533-66-1178（直通）